

2022年4月22日

お客さま各位

王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

電気需給約款（法人低圧）変更のお知らせ

この度、2022年5月1日付で、弊社電気需給約款(法人低圧)の内容を一部変更致します。変更内容の詳細については、別途添付の「新旧対照表」をご参照ください。

1. 変更の対象となる約款

電気需給約款（法人低圧）

2. 変更の概要

①燃料費調整額の算定に係る上限価格の撤廃

将来に向けた恒常的な電力の安定供給を目的とし、資源価格の変動を適切に反映するために、燃料費調整額の算定に用いる上限価格（旧約款におけるY）を撤廃致します。（別紙参照）

※燃料調整費制度とは、石油、石炭、天然ガスなどの火力発電燃料の価格変動に応じ、毎月自動で電気料金を調整する制度です。燃料価格が上昇した場合は燃料費調整額を加算し、燃料価格が低下した場合は燃料調整額を差し引き、電気料金を算定します。

※本変更に係るお客様における特段お手続きは不要です

②その他修正（伊藤忠エネクスグループにおける文言・書式統一他）

3. 変更の効力発生日

2022年5月1日

4. 変更後の約款の掲載先

<https://ojex.net/company/agree/>

5. 本件に関する問合せ先

王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社 統括部 統括課

電話：03 - 4233 - 8260

受付時間：平日（祝祭日を除く月～金）9:00～17:30

以上

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p><u>別紙 1 (燃料費調整)</u></p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に燃料費調整単価を適用し算定いたします。</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α、β、γ = 別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>(2) 燃料費調整単価</p>	<p><u>別表 1 (燃料費調整)</u></p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、<u>燃料費調整単価及び離島ユニバーサル調整単価</u>を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に<u>燃料費調整単価及び離島ユニバーサル調整単価</u>を適用し算定いたします。<u>ただし、従量電灯 1,A のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。</u></p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α、β、γ = 別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>(2) <u>燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価</u></p>

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

なお、燃料価格 X、Y は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times (4) \cdot \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X) \times (4) \cdot \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間

燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格}) \times 2 \cdot \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times 2 \cdot \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価及び離島ユニバーサル調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間

毎年 8 月 1 日から 10 月 末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」 の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」 の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」 の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」 の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」 の期間

(4) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

供給区域	係数			燃料価格		基準単価
	α	β	γ	X	Y	
北海道電 力 ネットワ ーク 株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	<u>55,800</u>	19 銭 7 厘
東北電力 ネットワ ーク 株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	<u>47,100</u>	22 銭 1 厘
東京電力 パワーグリ ッド 株式会社	0.197	0.4435	0.2512	44,200	<u>66,300</u>	23 銭 2 厘
中部電力 パワーグリ ッド 株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	<u>68,900</u>	23 銭 3 厘
北陸電力 送配電 株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	<u>32,900</u>	16 銭 1 厘

毎年 8 月 1 日から 10 月 末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」 の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」 の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」 の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」 の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」 の期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

関西電力 送配電 株式会社	0.0140	0.3483	0.7227	27,100	<u>40,700</u>	16 銭 5 厘
中国電力 ネットワー ク 株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	<u>39,000</u>	24 銭 5 厘
四国電力 送配電 株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	<u>39,000</u>	19 銭 6 厘
九州電力 送配電 株式会社	0.0053	0.1861	1.0757	27,400	<u>41,100</u>	13 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

2. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、離島ユニバーサルサービス調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を適用し算定いたします。

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha' + B \times \beta' + C \times \gamma'$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α' 、 β' 、 γ' = 別表に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

また、離島燃料価格 X' 、 Y' は別表に定めるものとします。

(a) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準価格 Y' 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - X') × (4)の離島基準単価 / 1,000

(b) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が Y' 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = ($Y' - X'$) × (4)の離島基準単価 / 1,000

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末	その年の請求対象月「9月」

<u>日までの期間</u>	<u>の期間</u>
毎年 5 月 1 日から 7 月末 <u>日までの期間</u>	その年の請求対象月「10 <u>月」の期間</u>
毎年 6 月 1 日から 8 月末 <u>日までの期間</u>	その年の請求対象月「11 <u>月」の期間</u>
毎年 7 月 1 日から 9 月末 <u>日までの期間</u>	その年の請求対象月「12 <u>月」の期間</u>
毎年 8 月 1 日から 10 月 末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」 <u>の期間</u>
毎年 9 月 1 日から 11 月 末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」 <u>の期間</u>
毎年 10 月 1 日から 12 月 末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」 <u>の期間</u>
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」 <u>の期間</u>
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」 <u>の期間</u>

(4) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価と 2.(2)によって算定された離島ユニバーサル調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

$$\text{※燃料費調整単価} = \text{燃料調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

(1)北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

(2)九州電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

4. 燃料費調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。

5. 燃料費調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります

別表：燃料費調整単価算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりいたします。

供給区域	係数			燃料価格	基準単価
	α	β	γ	X	
北海道電力ネットワーク株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	19 銭 7 厘
東北電力ネットワーク株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	22 銭 1 厘
東京電力パワーグリッド株式会社	0.197	0.4435	0.2512	44,200	23 銭 2 厘
中部電力パワーグリッド株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	23 銭 3 厘
北陸電力送配電株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	16 銭 1 厘

関西電力 送配電 株式会社	0.0140	0.3483	0.7227	27,100	16 銭 5 厘
中国電力 ネットワー ク 株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	24 銭 5 厘
四国電力 送配電 株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	19 銭 6 厘
九州電力 送配電 株式会社	0.0053	0.1861	1.0757	27,400	13 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものと
します。

ただし、従量電灯 1 のお客さまの最低料金に適用される基準単価
については、お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事
業者ごとに、次のとおりといたします。

<u>供給区域</u>	<u>基準単価</u>
<u>関西電力 送配電 株式会社</u>	<u>2 円 47 銭 5 厘</u>
<u>中国電力 ネットワーク 株式会社</u>	<u>3 円 68 銭</u>
<u>四国電力 送配電 株式会社</u>	<u>2 円 15 銭 4 厘</u>

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものと
します。

別表：離島ユニバーサル算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりいたします。

供給区域	係数			離島 燃料 価格	離島 燃料 価格	離島 基準 単価
	α'	β'	γ'	X'	Y'	
九州電力送配電株式会社	1.0	なし	なし	52,500	<u>78,800</u>	3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

別表：離島ユニバーサル算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりいたします。

供給区域	係数			燃料 価格	離島 基準 単価
	α	β	γ	α	β
九州電力送配電株式会社	1.0000	<u>0.0000</u>	<u>0.0000</u>	52,500	3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。